

運営指導等の指摘事項等について(君津市)

運営指導等において、文書又は口頭指導等を行った内容について例示します。今後の事業所運営において参考としてください。

No.	項目	状況	改善を要する事項・その他指摘事項
共通事項			
1	勤務体制の確保	研修の計画について確認が出来なかった。	研修の計画を策定すること。
2	勤務体制の確保	性的言動、優越的な関係を背景とした言動による職場環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の必要な措置が確認出来なかった。	性的言動、優越的な関係を背景とした言動による職場環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の必要な措置を組織として、実態に即した措置を講じること。
3	秘密保持等	利用者の個人情報保持について、現時点での従業員分の誓約書しか確認できない。	退職者含む、従業者が利用者の秘密を保持する誓約を交わすこと。
4	苦情処理・事故発生時の対応	苦情相談・事故状況及び対応結果について2年間保存と規定している。	君津市の基準で5年間の保存とすように対応すること。
5	苦情処理・事故発生時の対応	苦情処理に関する指針に記載された記録方法等が行われていない。	苦情処理に関する指針及び要綱に記載された内容を適切に実施してください。
6	内容及び手続の説明及び同意	契約書のサービス提供に関する記録の保存年数が2年間になってしまっていた。	君津市の基準で5年間の保存とすように対応すること。
7	内容及び手続の説明及び同意	利用者に説明すべき内容を説明していなかった、または、文書にて交付していなかった。	当該内容を適切に対応するよう改善すること。
8	内容及び手続の説明及び同意	利用者との契約書に日付や氏名などの記載漏れがあった。	利用者との契約書の内容について未記載の部分が合ったので適切に記載すること。
9	内容及び手続の説明及び同意	書類の保管が適切に行われていなかった	重要事項説明書等の事業所で保管すべき文書の整理がされていないため、改善を図ること。
10	内容及び手続の説明及び同意	書類の保管が適切に行われていなかった	各個人毎に書類を一元管理するなど、容易に書類を検索できる方法の検討及び整理を図ること。
11	掲示	重要事項、運営規程等が事務室にのみ掲示されていた。	掲示物は利用者又はその家族が見やすい位置に掲示すること。
12	掲示	掲示物が不足していた。	運営規程の概要、勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
13	管理者	管理者の勤務実績の管理ができていなかった。	管理者の勤務実績表の作成やタイムカードなど勤務の適切な管理を行うよう改善を図ること。
14	その他	営業日、年間の休日、介護支援専門員の員数等の内容が運営規程の内容と合致していなかった。	指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、十日以内に、その旨を市町村長に届け出ること。
15	その他	介護保険等に関する君津市の窓口を記載している文書の表記が「君津市高齢者支援課」になっている。	令和4年度より「君津市保健福祉部高齢者支援課」から「君津市福祉部介護保険課(0439-56-1736)」に変わっていますので、修正してください。
16	その他	介護サービス情報公表システムにおいて、登録されている事業所情報が実際のサービス提供内容と合致していなかった。	最新の情報に更新すること。

運営指導等の指摘事項等について(君津市)

運営指導等において、文書又は口頭指導等を行った内容について例示します。今後の事業所運営において参考としてください。

No.	項目	状況	改善を要する事項・その他指摘事項
居宅介護支援			
1	指定居宅介護支援の 具体的取扱方針	モニタリング記録の確認が出来なかった。	モニタリングの実施状況の管理を適切に行える体制等を整えること。 また、モニタリングの実施状況の確認が取れなかったため、当該月の実施状況が分かる資料 (いつ、誰に対して行ったかなど)も提出すること。
2	内容及び手続の説明 及び同意	利用開始時に「利用者は複数の事業者等を 紹介するよう求めることができること」等を 利用者に説明していなかった。	利用者は「複数のサービス事業所の紹介を求めることができること」及び「事業所の選定理由 の説明を求めることができること」をあらかじめ説明し、文書により同意を得ること。※運営基 準減算に該当します
3	内容及び手続の説明 及び同意	前6か月に作成したケアプランにおける、訪 問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福 祉用具貸与の各サービスの利用割合と各 サービスごとの、同一事業者によって提供さ れた者の割合について、説明していなかっ た。	【国Q&A】(令和3年度会議報酬改定に関するQ&A Vol.3問111)を参考に説明すること。 ※運営基準減算に該当します

運営指導等の指摘事項等について(君津市)

運営指導等において、文書又は口頭指導等を行った内容について例示します。今後の事業所運営において参考としてください。

No.	項目	状況	改善を要する事項・その他指摘事項
(参考)他自治体事例			
1	-	・特段の事情なく利用者の居宅を訪問していなかった。 ・モニタリング結果の記録をしていなかった。	・月1回以上利用者の居宅を訪問し、モニタリングの結果を記録すること。 ・特段の事情がある場合、その具体的な内容を記録すること。 ※運営基準減算に該当します
2	-	継続して福祉用具貸与を位置付ける場合に、福祉用具貸与の必要性を検討していなかった。	サービス担当者会議等で福祉用具貸与の継続の必要性について検討し、記録に残すこと。
3	-	認定更新時にアセスメントを実施しなかった。	区分変更がなくても認定更新時にアセスメントを実施すること。
4	-	医療系サービスを位置付けた場合に、主治医等に居宅サービスを交付していなかった。	利用者の同意を得た上で主治医等の意見を求め、居宅サービス計画を交付すること。
5	-	認定区分の変更や期間更新時に暫定プランを作成していなかった。	暫定プラン作成し正しい手順でケアマネジメントを行うこと。
6	-	運営規程 重要事項説明書 ・「法定代理受領払いの場合は利用者の負担はない」旨の記載がない。 ・償還払いの際に「全額」払い戻しすると記載していた。 ・指定居宅介護支援の提供方法の説明で「相談場所」「原案を作成する旨」「分析の方法」等の記載がないまたは、記載内容が実際と相違がある。	・利用者負担は「法定代理受領払いの場合は利用者の負担はない」と記載すること。 ・償還払いの際の払い戻しは、現在は保険料等差し引いた上での払い戻しなので「全額」と記載しないこと。 ・サービスの提供方法は正しい手順を記載し、「分析の方法」は実際に使用している方法を記載すること。
7	-	サービス開始月にモニタリングを実施していない。	サービス開始月にもモニタリングを実施すること。
8	-	【退院・退所加算】 「カンファレンス有」の単位を算定していたが、カンファレンス参加者の要件を満たしていなかった。	カンファレンス参加者の要件を確認し、満たしていない場合は返還すること。
9	-	【入院情報連携加算】 ・当該加算を算定していたが、定められた日数以内に病院への情報提供が行われていなかった。 ・FAX等で連携した際に到着確認をしていなかった。又はその記録がなかった。	(Ⅰ)は3日以内、(Ⅱ)は4日以上7日以内に必要な情報を提供した場合に算定すること。 ※提供日は「1日目」と数えます。 ・FAX等で連携した際には到着確認しその旨記録すること。
10	-	【特定事業所集中減算】 ・居宅サービス計画に位置付けた同一の事業者の割合を全く確認していなかった。 ・同一の事業者の割合が80%を超えているにもかかわらず、報告書を期限内に提出していなかった。	・年2回(9・3月)必ず居宅サービス計画に位置付けた同一事業者の割合を確認すること。 ・確認の結果80%を超えた場合は、報告書を作成し期限内に提出すること。 ※期限内に提出がない場合、正当な理由があっても減算が適用されます。

運営指導等の指摘事項等について(君津市)

運営指導等において、文書又は口頭指導等を行った内容について例示します。今後の事業所運営において参考としてください。

No.	項目	状況	改善を要する事項・その他指摘事項
地域密着型サービス			
1	地域との連携等	運営推進会議が開催されていなかった。	運営推進会議を適切に開催すること。
2	運営規程	運営規程に定期的な避難・救助訓練の実施が記載されているが、実施されていない。	運営規程に規定している、定期的な避難・救助訓練を実施すること。
3	利用料等の受領	請求書・領収証の金額に、介護サービスの利用料と介護保険外の費用が分けられていなかった。	指定地域密着型通所介護サービスの利用料とそれ以外の費用(家賃など)を明確に区分して請求を行うよう改善を図ること。
4	利用料等の受領	領収証に医療費控除対象の額の記載がされていなかった。	医療費控除の取扱いに関して、厚生労働省事務連絡「介護保険制度化での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取り扱いについて」に基づき領収証の交付を適切に行うよう改善を図ること。また、参考資料 国税庁HP「No.1127 医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス等の対価」も併せてご確認ください。
5	管理者	管理者の勤務実績の管理ができていなかった。	管理者の勤務実績表の作成やタイムカードなど勤務の適切な管理を行うよう改善を図ること。
6	緊急時等の対応	非常用災害マニュアルの内容が更新されていなかった。	非常用災害マニュアルは常に情報を最新の状態にしておくこと。
7	秘密保持等	利用者の個人情報を用いる場合の同意について文章による同意がされていなかった。	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は個人又は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る必要があるとされているため、利用者等からあらかじめ同意を得るように事務手続きの改善を図ること。
8	虐待の防止	虐待防止に関する指針に記載された記録方法等が行われていない。	虐待防止に関する指針及び要綱に記載された内容を適切に実施してください。